

## 携帯電話・スマートフォンの持ち込み及び使用について

生徒部

携帯電話・スマートフォンを校地内で使用する場合は、下記の規則を遵守しなければならない。

1. 使用の許可が出る以外は、校地内での使用（情報通信機器の操作、着信音・アラーム音の発生、着信後の振動、校地内電源からの充電）を禁止する。必ず電源を切り、カバンに入れておくこと。（校地内では、電源のONまたはOFFに関わらず、カバンから出して他人の目に触れる状態も使用しているものとみなす。）

注）校地内とは次ページに示してある場所を指す。

2. 以下の場合に使用を許可する。

- （1）緊急時対応、不審者対策。
- （2）eポートフォリオの入力に使用するため、キャリア教育部の指定する時間。
- （3）本校の教育活動において、担当者が認めた時間。  
注）本校教育活動とは教科学習、生徒会活動及び部活動、学校行事をさす。
- （4）その他特別な事情により、学校長が認めた時間。

3. 無断で使用した場合

- （1）その場で注意（電源を切らせカバン等にしまわせる、放課後、生徒部のところへ行くよう指示）、発見者は担任と生徒部へ報告。
- （2）放課後、生徒部による指導（情報通信機器の使用ルール・マナーの書写など）。
- （3）担任から保護者へ連絡。
- （4）無断使用2回目以降
  - ① 2回目（1）～（3）、生徒部長指導、「次回、使用許可時以外は預かる」ことを本人・保護者に予告。
  - ② 3回目（1）～（3）、生徒部長指導、朝礼前に担当者に預ける、使用する場合はその都度申し出て使用する。放課後返却（授業日5日間）。
  - ③ 4回目以降は②と同じ。
  - ④ 悪質な使用や反省状況の改善が見られない場合「校則及び生徒心得に反する行為」として指導する。  
※回数に応じての指導は在学中の累計とする。

4. 試験時の対応

- ◇定期試験などでは「意図する」、「意図しない」に関わらず、教室の内外で音が発生した場合には「不正行為とみなされ、指導の対象」となる。
- ◇詳しい内容は試験時の注意事項で確認すること。

5. その他

- ◇自転車などに乗っているときは使用しないこと。道路交通法の処罰対象となる。
- ◇人権侵害、プライバシー侵害、個人情報漏洩、肖像権侵害、著作権侵害や人に迷惑・損害を与える行為、またはその恐れのある行為をしてはいけません。

# 「校地内」 → 太枠で囲んだ内側

